

# 教育だより

発行：芦別市教育委員会学務課  
☎0124-22-2111

## 子どもたちの「生きる力」を育むために

本市では、小中連携の体制づくりをより強固なものとし、継続的・系統的な学校教育活動の充実を図りながら、次の4点を重点として、地域とともにある学校づくりを目指します。

### I 学ぶ力の育成

「わかる・できる・楽しい授業づくり」を進め、子どもたち一人ひとりが自ら課題を見つけ、学び、問題を解決する能力の育成を図ります。

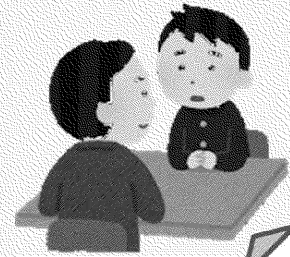
- ★ 学習サポート教員の配置
- ★ 漢字検定・数学(算数)検定・英語検定の受検料助成
- ★ 新聞を活用した授業づくりの推進
- ★ 小中学校が連携した「乗り入れ授業」や「交流授業」の実施
- ★ 複数教員による指導や習熟度別・少人数授業の充実
- ★ 特別支援教育学習支援員の配置



### II 豊かな心の育成

調和のとれた豊かな人間性や社会性を育むとともに、いじめ根絶や不登校の発生予防とその解消の取組を推進します。

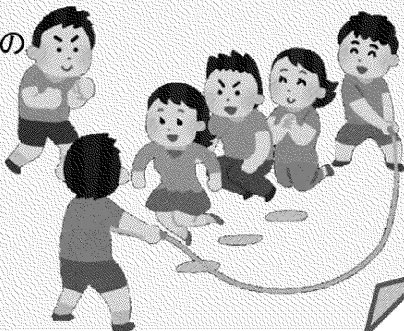
- ★ 「わたしたちの道徳」を活用した心に響く道徳の時間の充実
- ★ 地域の人材や資源を活用した総合的な学習の時間の充実
- ★ 「芦別市仲間づくり子ども会議」の開催
- ★ 芦別市いじめ防止基本方針に基づいた、関係機関、家庭、スクールカウンセラーとの連携強化
- ★ 学校に登校できない児童生徒に対する指導の充実



### III 健やかな身体の育成

学校の特徴を生かした体育的活動の推進に努め、体力づくり・運動能力向上の取組を日常化し、健康保持増進を図ります。

- ★ 縄跳びやマラソンなどの「一校一実践」による体力づくり
- ★ 「早寝早起き朝ごはん」運動の定着・充実
- ★ がんなどの病気に関する指導の推進
- ★ 歯の健康を保持するためのフッ化物洗口の継続実施
- ★ 食育指導の推進



### IV 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

学校・家庭・地域の三者で支える教育の実現に向けて、地域ぐるみの取組を推進します。

- ★ 学校からの情報発信、学校行事や参観日等の地域公開
- ★ 学校支援ボランティアの拡充と活用促進
- ★ 学校関係者評価に基づく学校改善
- ★ 教職員の資質向上のための研修機会の創出
- ★ 通学路の安全点検活動の継続実施



# 芦別市いじめ防止基本方針の概要について

「芦別市いじめ防止基本方針」はいじめ根絶に向けた取組を学校・家庭・地域・関係機関が連携し、社会全体で進めて行く施策です。この内容については、その時の社会情勢にあわせて見直しを進めていきます。

## いじめ防止等の基本的な考え方

### ○ いじめの定義

いじめとは、子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的・物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じているものを言います。

### ○ 基本理念

- ◇ いじめはどの子どもにも生じうるという認識の下、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにします。
- ◇ 全ての子どもがいじめを行わないよう、いじめの問題に関する子どもの理解を深めます。
- ◇ いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服します。

## 芦別市の責務

いじめ防止について北海道などの関係機関と連携協力の下、地域の状況に応じた施策を策定、実施します。



## 学校の責務

保護者・地域との連携を図り、いじめの未然防止、早期発見に取り組み、いじめを受けていると思われるときは、子どもを徹底して守り、早期解消のために迅速に対処します。



## 家庭の責務

子どもがいじめを行うことがないように、生命を大切に、他人を思いやる心などを養うための教育を行います。



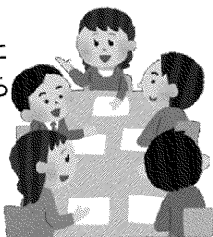
## 地域の責務

地域で、子どもと触れ合う機会を大切に、地域全体で子どもを見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政他の関係機関と連携して子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。



## 芦別市の取組の進め方

- ◇ 地域の実情に応じたいじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題対策連絡協議会を設置して対応を図ります。
- ◇ 学校からいじめの報告を受けた場合は、必要な支援や措置を直ちに講じます。
- ◇ いじめを受けた子どもが安心して教育を受けることができるよう、迅速に必要な措置を講じます。



## 学校の取組の進め方

- ◇ 学校いじめ防止基本方針を策定し、必要な組織を置いて対応を図ります。
- ◇ いじめが生まれにくい環境を作るため道徳教育等の充実を図り未然防止に努めます。
- ◇ いじめの実態を的確に把握し、早期発見、早期解消を図るため定期的な調査や必要な措置を講じます。
- ◇ 子どもや保護者、教職員が相談できる体制を整備します。

## 重大事態への対処

- ◇ 学校は重大な事件が発生した疑いがあるとき、子どもや保護者から申立てがあったときは教育委員会に報告します。
- ◇ 教育委員会は事実関係の調査を行い、結果を市長に報告します。
- ◇ 市長は必要があるときに、再調査を行い、結果を議会に報告します。
- ◇ 市長及び教育委員会は事態の対処と発生の防止に努めます。

芦別市のホームページにいじめに関するページやいじめ問題対策連絡協議会のページを開設しています。トップページの『いじめ対策』からご覧いただけます。

(芦別市ホームページURL: <http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/>)

こちらのQRコードから携帯電話・スマートフォンからもご覧いただけます。→



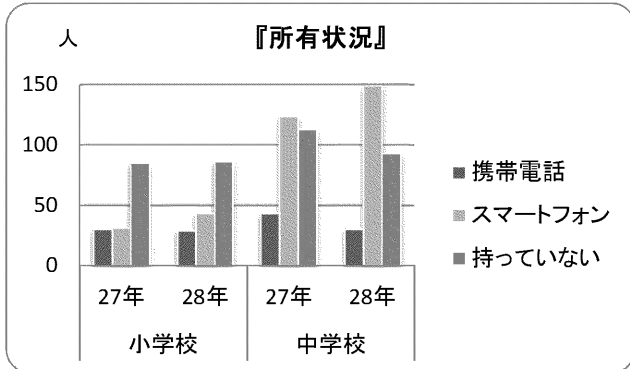


# 家庭で話し合っていますか？ 携帯電話・スマートフォンの使い方

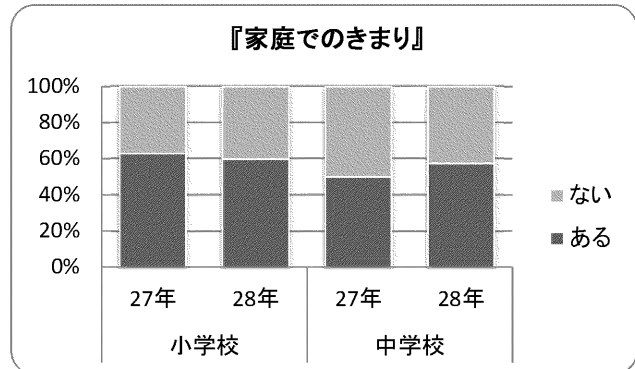


5月に小学5年生以上と中学生を対象とした携帯電話・スマートフォンのアンケート調査を実施しました。アンケートの結果からは、所有率やSNSの利用者、利用時間が増加しているのに対し、『家庭でのきまり』がない家庭が多いことがわかりました。

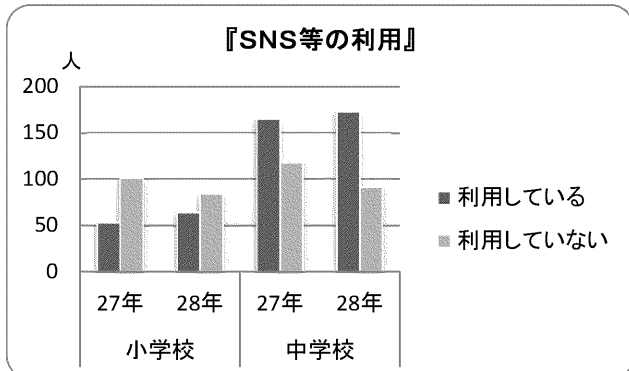
## 小・中学生の携帯電話・スマートフォンの所有状況等について



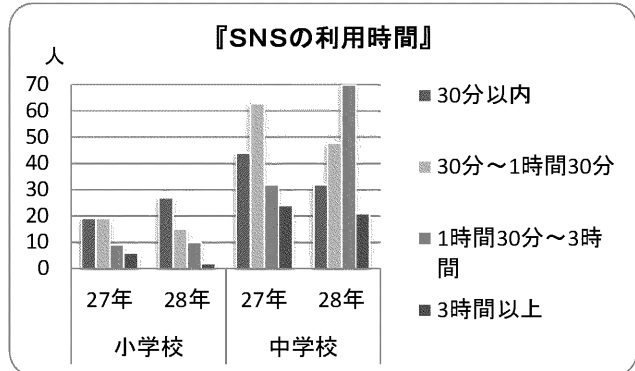
中学生のスマートフォンの所有率が10%伸び55%となっている。



携帯電話・スマートフォンの所有率は増加しているが、きまりを決めている家庭は増えていない。



携帯電話・スマートフォンを所有している児童生徒のほぼ全員が、SNS等を利用している。



中学生の40%が1時間30分～3時間以内の利用となっている。

携帯電話やスマートフォンへの依存や、いじめがわかる徴候(サイン)はありませんか？

### スマートフォン依存・いじめのサイン

- 友達と遊ばなくなり、家族との会話が減った。
  - メールやラインが来ても、親の前で見なくなる。
  - スマートフォンの画面を異常に気にする。
  - トイレにスマートフォンを持ち込み、なかなか出てこない。
  - 成績が急に下がる。
  - スマートフォンをうっかり忘れた時に異常に不安がる。
  - 家族との外出を断り、ネットやスマートフォンをしているほうがよいという。
- などがあります。

携帯電話やスマートフォンの所有者は保護者です。  
『家庭でのきまり』を作り、子ども達を依存やいじめから守りましょう。



## 小中連携の取組の状況をお知らせします

小中連携は、小学校教育と中学校教育の独自性と連続性をふまえた一貫性のある9年間の教育を行うことにより、児童生徒の学力・生活力の向上を図ることや教職員の資質向上を図ること、「中1ギャップ」といわれる不登校を防ぐことを目的とするものです。

本市では、中学校区ごとに小中連携に向けた授業参観、実践交流、全体交流などを行いながら、児童生徒、教職員がお互いに違う学校に出向き交流を図っています。

本年度は、6月10日に小学校の陸上記録会に向けた取組として、啓成中学校の先生が、上芦別小学校の児童に陸上競技の指導を行いました。

また、7月14日には、芦別中学校の先生が芦別小学校に、7月20日には、芦別小学校の先生が芦別中学校にそれぞれ出向き、授業を参観したほか、両学校の先生が交流研修会を行ったところです。

今後は、先進地視察の実施、講師を招いてのセミナーの開催など、小中連携の取組をさらに深めていく予定です。



啓成中学校区の乗り入れ授業



芦別中学校区の授業参観

## 特別支援教育～「個別の教育支援計画」を作成します～

特別支援教育は、子ども一人ひとりの教育的ニーズ（保護者の心情に寄り添うこと）に応じた支援を行うことです。その内容は次の4点になっています。

- ① 早期からの情報提供等による支援（保健師等への相談・連携など）
- ② 共通認識を図った支援（保護者を対象とした相談会の実施など）
- ③ 円滑な就学に向けた支援（幼稚園・保育所等と小学校との連携など）
- ④ 就学後のフォローアップ等による支援（保護者・学校・保健・福祉等の関係機関との連携）

これらの支援を進めるにあたり、学習面や生活面で支援を必要としている子どもには、学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業までの一貫した支援を行うためのツール（手段）として「個別の教育支援計画」が必要となっています。

本市では、学校と家庭が連携し、子ども一人ひとりに「支援の充実」・「成長の記録」・「効果的な引継ぎ」を実現するために「個別の教育支援計画」の作成を進めてまいります。



### 保護者・地域・教育関係者の皆さまへ

この広報紙は、芦別市の教育の現状や課題、さまざまな政策や取組などを広く市民の皆さんに知っていただき、情報を共有化するものです。

子どもたちの「生きる力」の向上に関するご意見を「郵送」、「ファックス」、「電子メール」(様式自由)にてお寄せください。

【送付先】〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 芦別市教育委員会学務課学校教育係

【電話】0124-22-2111【ファックス】0124-22-9696【電子メール】gakumu@city.ashibetsu.hokkaido.jp